

群馬大学教育学部教授会規程

平成16.4.1 制定
改正 平成19.4.1 平成20.4.1
平成26.4.1 平成27.4.1
平成27.6.17 令和4.1.19

(趣 旨)

第1条 群馬大学教授会規則（平成16年4月1日制定）に基づき、群馬大学教育学部教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 教授会は、共同教育学部の主担当を命ぜられた教授及び教育学研究科の主担当を命ぜられた教授で教育学部を担当するものをもってこれを組織する。

2 教授会が必要と認めたときは、共同教育学部の主担当を命ぜられた准教授及び講師並びに教育学研究科の主担当を命ぜられた准教授及び講師で教育学部を担当するものを加えることができる。

(任 務)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 大学教員の教育研究業績等の審査

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会を置く組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議 長)

第4条 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 学部長に事故あるときは、常置委員会の委員長が議長の職務を代行する。

(会 議)

第5条 教授会は、構成員（海外旅行中の者、休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

2 議決は出席者の過半数により、可否同数のときは議長がこれを決定する。ただし、第3条第3号に関する議事は、出席した構成員の3分の2以上の賛成によって決定する。

(事 務)

第6条 教授会の事務は、事務部において処理する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月17日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年1月19日から施行する。
- 2 改正後の第2条は、令和2年4月1日から適用する。